

# 一般社団法人 沖縄県 P T A 連合会 安全委員会 共済規程

## 事業方法書

### (共済事業を行う区域)

第1条 共済事業を行う区域は、主に沖縄県内とする。

### (共済契約者の範囲及び共済金受取人)

第2条 共済契約者は、沖縄県内の単位 P T A の会長とする。

2 共済金受取人は、次に掲げる者とする。

- (1) 被共済者が児童生徒等である場合は、当該被共済者の保護者（P T A ・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及びP T A ・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）（ただし、被共済者が20歳以上である場合は、被共済者とする。）
- (2) 被共済者が、保護者、教職員、活動の指導者又は支援者である場合（(3)の場合を除く。）は被共済者
- (3) (2)のうち、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の相続人

### (共済事業の種類及び被共済者の範囲)

第3条 社団法人沖縄県 P T A 連合会（以下「当会」という。）が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、入院及び通院に対して共済約款に従い補償するもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲、共済金額は以下のとおりとする。

共済金の区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
①死亡共済金	P T A 主催又は共催による活動中の傷害（急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に限る。以下同じ。）により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	イ 単位 P T A の会員である保護者及び教職員（以下「P T A 会員」という。）並びに当該単位 P T A を組織する学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒等 ロ 児童生徒等の同居の親族 ハ P T A 行事への参加が事前に P T A より認められている活動の指導者及び支援者	400万円

②死亡共済金	P T A主催又は共催による活動中において突然死（上記が適用されない疾病による急死）したとき	①に定める死亡共済金の場合と同様	400万円
後遺障害共済金	P T A主催又は共催による活動中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき	同 上	3万円～ 400万円
④負傷共済金	P T A主催又は共催による活動中における傷害により、入院又は通院したとき	同 上	1日につき  入院5千円 通院3千円

#### （補償の対象となる活動）

第4条 補償の対象となる活動の範囲は次の各号に掲げるものをいう。

- （1）単位P T Aを組織する学校に在籍する児童生徒等の場合P T A主催又は共済による活動のうち、事前にP T Aが児童生徒等の参加を認めたもの
- （2）P T A会員若しくは（1）に規定する児童生徒等の同居の親族又はP T A行事への参加が事前にP T Aより認められている活動の指導者若しくは支援者の場合P T A主催又は共済による活動のうち、事前にP T Aがその参加を認めたもの

#### （共済期間の制限）

第5条 共済期間は、4月1日より当該年度末までの一年とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき、期間途中で加入した者については、加入日（共済掛金振込日）の翌日より当該年度末までとする。

#### （共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等）

第6条 当会は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項の規定により当会が委託する業務は、以下のものとする。

- （1）共済契約の締結の代理又は媒介及び解除
- （2）共済掛金の收受又は返還
- （3）共済掛金領収書の発行及び交付
- （4）共済契約の締結に必要な事項の調査
- （5）その他共済契約に関する業務

- 3 当会が必要と認めるときは、前項第1号から第5号に掲げた権限に制限を加えることができる。

#### **(共済契約締結の手續及び共済掛金の収受に関する事項)**

第7条 共済契約を締結しようとする単位PTAは、毎事業年度開始前に、所定の共済契約申込書に所要事項を記入し、当会に申し込むものとする。また、当会は当該申込書を審査の上、引受けの可否を決定する。

- 2 毎事業年度開始後、共済契約者は、加入者名簿を提出するとともに、各年度4月1日より6月末日までの間に、共済掛金を当会が指定する金融機関に振り込むものとする。なお、加入を希望する者は、所定の申込用紙に記名押印した上で共済契約者に加入を申し込むものとする。
- 3 当会は、共済契約者より共済掛金を受領したときは、これに対して、当会所定の共済掛金受領書及び共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は共済証書は交付しないことができるものとする。
- 4 減免対象について、理事会において改訂する。追加・削除は理事会判断によるものとする。

#### **(共済証書の記載事項)**

第8条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 当会の名称
  - (2) 共済契約者の名称及び代表者の氏名
  - (3) 被共済者を特定するために必要な事項
  - (4) 補償対象となる災害
  - (5) 共済期間の始期及び終期
  - (6) 共済金額に関する事項
  - (7) 契約締結日
  - (8) 共済証書作成日
- 2 前項の共済証書には、当会の代表者が署名し、又は記名押印する。

#### **(共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類)**

第9条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者氏名、住所
  - (2) 当会の名称
  - (3) 加入者の見込み数及び収受する共済掛金の見込み額
  - (4) 申込書の作成日
- 2 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

- 3 第1項の共済契約申込書には、準会員名簿報告書を添付するものとする。

#### (被共済者の異動)

- 第10条 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の追加をするときは、追加加入者名簿に、当該共済契約の共済期間の終期までの月割計算した金額を添えて当会に提出するものとする。
- 2 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の一部を脱退させようとするときは、当会所定の脱退届に所要事項を記入し、当会に提出する。
  - 3 共済契約締結後の共済契約の解除については、共済約款に規定する。

#### (共済契約者及び加入者名簿)

- 第11条 当会は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び加入者の氏名等を記載した加入者名簿を備え付けるものとする。ただし、全員加入の場合は備え付けは不要とする。

#### (共済掛金の設定)

- 第12条 共済掛金の設定は、算出方法書の規定によるものとする。

#### (共済金の支払)

- 第13条 共済金の支払いに関する事項については共済約款の規定による。

#### (共済掛金の返還)

- 第14条 共済掛金の返還については共済約款の規定による。

#### (再保険又は再共済)

- 第15条 当会は、引き受けた共済責任を再保険又は再共済できるものとする。

#### (共済金額及び共済期間の変更)

- 第16条 共済金額及び共済期間の変更は共済約款の規定による。

#### 附則

- 1 この事業方法書は平成23年11月29日に作成し県教育委員会に提出。
- 2 この事業方法書は平成25年2月1日に県教育委員会に認可され施行する。
- 3 この事業方法書は平成29年6月3日に改正施行する。

# 沖縄県PTA連合会共済事業安全委員会に関する規則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 沖縄県PTA連合会が定款第4条第6号に規定する共済事業を行うために必要な手続、方法、その他の事項について定め、沖縄県PTA連合会（以下「県P連」という。）の共済事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (被共済者)

第2条 被共済者は次に掲げる者とする。

- (1) 沖縄県内の公私立小・中学校等に在籍する児童生徒、保護者、教職員、児童生徒の親族。
- (2) 沖縄県内の公立小学校長が園長を兼務する幼稚園に在籍する園児  
保護者、教職員、園児の親族。
- (3) 県P連又はPTA・青少年教育団体共済法第3条に規定する特定関係団体（以下「特定関係団体」という。）が主催する活動を実施に必要な指導者及びこれらの活動の支援者。

### (委員会の設置)

第3条 共済事業の運営の円滑化のため、共済事業安全委員会（以下「安全委員会」という。）を設置し、安全委員会には共済事業運営委員会（以下、「運営委員会」という。）及び共済事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会・審査委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 安全委員会の委員長は、沖縄県PTA連合会長を充てる。

### (安全委員会の組織)

第4条 その事業を運営するために次の役職を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専務 1名
- (5) 事務職員 若干名

### (共済事業を行う区域)

第5条 本規則における共済事業を行う区域とは、県P連又は特定関係団体が沖縄県内及び国内外に於いて主催又は他と共催する事業の区域を言う。

## 第2章 共済事業

### (共済事業の種類)

第6条 県P連が行う共済事業の種類は、次のものとする。

- (1) 県P連又は特定関係団体が主催又は他と共催する事業 において、被共済者が災害を被った場合における共済金給付に関する事業。
- (2) 県P連又は特定関係団体の事業支援、被共済者の健康・安全に関する事業への支援事業。
- (3) 学校の管理下における当該学校に在籍する児童生徒等の災害に係る共済事業。
- (4) 学校の管理下以外における児童生徒等の災害に係る共済事業。
- (5) 前各号に付帯する事業。

### (共済掛金等)

第7条 共済掛金額は、共済事業を毎年4月1日～翌年3月末日までを1事業年度とし、被共済者1世帯につき1事業年度金150円の支払を受けるものとする。

- 2 1の災害につき、1人の被共済者あたり金400万円の共済金を上限として支払うものとし、金額の決定は安全委員会が行うものとする。
- 3 1事業年度において、支払を受ける共済掛金の総額はP T A・青少年教育団体共済法第五条第二項の規定に従う。
- 4 共済掛金及び準備金の計算方法は別に定める。

## 第3章 共済契約

### (加入手続)

第8条 児童生徒は沖縄県内の公私立小・中学校に入学（転入学も含む）と同時に、当該児童生徒以外の被共済者も、児童生徒の入学と同時に入会したものとみなし、安全委員会に加入申込書を提出することにより加入手続の完了とする。

- 2 第2条の2項の幼稚園に入園（転入園児も含む）と同時に当該園児以外の被共済者も園児と同時に入会したものとみなし、安全委員会に加入申込書を提出することにより加入手続きの完了とする。

### (共済掛金の納入)

第9条 被共済者は、入会后、共済掛金を毎年4月1日～6月末日までに安全委員会の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

- 2 期限内に支払われた場合は、その年度の4月1日以降に発生した災害が給付の対象となる。
- 3 期限外に支払われた場合は、その年度の支払日以降に発生した災害が給付の対象となる。

(共済金の給付)

第10条 共済金給付は、災害報告書、医療報告書、診断書、戸籍謄本等を添付した共済金支払請求書の提出を受け、審査委員会がこれを相当と認めた時、被共済者（請求者）に対して、共済掛金の納入済みの確認後、届け出られた金融機関の口座に振り込んで行なう。

(退会)

第11条 児童生徒等が沖縄県内の公私立小・中学校等に在籍しなくなった時、又は県外へ転校したときは退会したものとみなす。

(共済掛金の払戻し)

第12条 被共済者が共済掛金の払戻しを求めた場合、安全委員会の決定に従いこれに応ずるものとする。但し、払戻しに関する手数料は、請求者の負担とする。

(共済契約の無効)

第13条 被共済者は児童生徒の入学と同時に入会したものとみなされるが、入会申込書の提出がない、または共済掛金を支払わない場合は第7条の規定に拘わらず、共済契約は無効とする。

#### 第4章 委員会

(運営委員会の任務)

第14条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画案に関する事項
- (2) 共済金の給付に関する事項
- (3) 損害保険会社との契約締結に関する事項
- (4) 準備金積立に関する事項
- (5) 審査委員の承認、共済事業の運営に関する事項

(運営委員会の定数)

第15条 運営委員会に、次の委員をおく

- (1) 委員長 1名（県PTA連合会会長をあてる。）
- (2) 副委員長 1名（県PTA連合会副会長をあてる。）
- (3) 委員 11名以内（県PTA連合会副会長、県PTA連合会事務局長、専務及び地区PTA連合会会長）
- (4) 監事 1名以上

(審査委員会の任務)

第16条 審査委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 共済金請求書の審査
- (2) 共済金の給付額の査定
- (3) 賠償責任の有無
- (4) その他、共済金審査に関すること。

(審査委員会の定数)

第17条 審査委員会に、次の委員をおく

- (1) 委員長 1名(県PTA連合会長をあてる)
- (2) 副委員長 1名(県PTA連合会副会長をあてる)
- (3) 委員 10名以内(県PTA連合会副会長、県PTA連合会事務局長及び有識者)
- (4) 監事 1名以上(知識、経験、社会的信用を有する者の中から委員長が委嘱する。)

第5章 再審査及び権利の消滅

(再審査の請求)

第18条 被共済者は、審査結果に関して不服のある場合は、安全委員会に対し再審査を請求することができる。ただし、請求の時期は、審査結果通知後60日以内とする。

- 2 審査委員会は、前項の再審査の請求があった場合は、90日以内に再審査を行わなければならない。

(共済権利の消滅)

第19条 共済契約者が県P連を退会したときは、退会した時点においてその者の地位は消滅するものとする。

第6章 共済掛金・共済金の増減

(共済掛金の増額等)

第20条 県P連は、異常危機等の発生により共済金の支払いに支障をきたす恐れがあり、かつ、安全委員会が特に必要であると認めたときは、県P連総会の承認を経て、臨時に共済掛金の増額及び特別徴収を行うことができる。

(異常時の共済金一部減額)

第21条 県P連は、異常危機等の発生により共済金の支払額が当該共済掛金収入額の5割



以上を超えた場合であって、安全委員会が特に必要であると認めたときは、県P連総会の承認を経て共済金の一部を減額することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は平成23年11月29日に作成し県教育委員会に提出。
- 2 この規則は平成25年2月1日に県教育委員会に認可され施行する。
- 3 この規則は平成26年5月16日改正施行する。
- 4 この規則は平成27年12月18日改正施行する。
- 5 この規則は平成29年6月3日改正施行する。